

## 船舶事故調査報告書

令和6年4月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

|             |  |
|-------------|--|
| 事故種類        | 乗揚   |
| 発生日時        | 令和5年3月7日 18時30分ごろ  |
| 発生場所        | 千葉県浦安市総合公園南東方沖<br>浦安沖灯標から真方位067° 2.6海里（M）付近<br>（概位 北緯35° 37.8′ 東経139° 56.6′）   |
| 事故の概要       | プレジャーボート <sup>マズメ</sup> Mazume IIは、西進中、のり養殖施設に乗り揚げ、同施設を損傷した。   |
| 事故調査の経過     | 令和5年3月28日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済  |
| 事実情報        |  |
| 船種船名、総トン数   | プレジャーボート Mazume II、5.5トン   |
| 船舶番号、船舶所有者等 | 235-56130東京、株式会社オレンジブルー  |
| 乗組員等に関する情報  | 船長、二級小型  |
| 負傷者         | なし   |
| 損傷          | 本船 プロペラシャフト及びプロペラに曲損<br>のり養殖施設 のり網及びのり網のロープ等に破損  |
| 気象・海象       | 気象：天気 曇り、風 ほとんどなし、視界 良好<br>海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期<br>日没時刻：17時40分   |
| 事故の経過       | <p>本船は、船長が1人で乗り組み、同僚2人を乗せ、釣り場を移動する目的で西進していた。</p> <p>船長は、総合公園南東方沖にのり養殖施設（以下「本件施設」という。）があることを知っており、西進を続ければ、本件施設の簡易標識灯が見えて本件施設を回避できると思った。</p> <p>本船は、約5～6ノットの対地速力で西進中、本件施設に乗り揚げた。</p> <p>船長は、本事故の発生をボートレスキューサービス（Boat Assistance Network、以下「BAN」という。）に連絡するとともに、118番通報した。</p> <p>船長らは、来援したBANの救助艇に救助され、東京都江東区所在のマリーナに到着した。</p> <p>本船は、翌日、本件施設の所有者らにより引き出され、同マリーナの所属船にえい航されて同マリーナに到着した。</p> <p>船長は、本事故後、本件施設の簡易標識灯を視認できなかった理由が分からず、また、本船に搭載されていたGPSプロッターにのりひびありと表示されていたことに気付いた。</p> <p>本件施設は、東西に簡易標識灯（灯色黄色、灯質3秒1閃光の灯浮</p> |

|              |   |
|--------------|---|
|              | <p>標が3個、及び灯色黄色、灯質4秒1閃光の灯浮標が3個)が設置されていた。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.8m、船尾約1.1mであった。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>  |
| <b>分析</b>    | <p>本船は、西進中、船長が、本件施設の簡易標識灯を視認後に同施設を回避しようと思っていたところ、同標識灯を見落として航行を続けたことから、同施設に気付かず、同施設に乗り揚げたものと考えられる。</p>   |
| <b>原因</b>    | <p>本事故は、夜間、本船が西進中、船長が、本件施設の簡易標識灯を視認後に同施設を回避しようと思っていたところ、同標識灯を見落として航行を続けたため、同施設に気付かず、同施設に乗り揚げたものと考えられる。</p>  |
| <b>再発防止策</b> | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、夜間にのり養殖施設が存在する海域を航行する場合には、目視のみに頼らず、レーダー、GPSプロッター等の航海計器を有効に使用して見張りを行うこと。</li> </ul> |

付図1 事故発生経過概略図

